

コンピュータシステムA - ハードウェアを中心に -

#13 著作権、新しいメディア、データ販売

Yutaka Yasuda

著作権

- 目的

著作物の公正な利用を行い、著作者の権利を保護し、
「文化の発展に寄与」する。

- よりうまく利用するための法律

利用制限のためのものではない

利用促進のためのものである

私的使用のための複製

- 日本著作権法

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という）を目的とする場合には(中略)その使用する者が複製することができる。

- どこの国でも同じとは限らない

ベータマックス訴訟

- USで家庭用ビデオ発売

『コロンボ』を見ても
『コジャック』は見逃さない

- 裁判 (1976年)

映画業界の売り上げが下がる

原告：ユニバーサルスタジオ、ディズニー

被告：ソニー本社、ソニー・アメリカ

Sony history : 第2部 第20章 第5話 ベータマックス訴訟

<http://www.sony.co.jp/Fun/SH/2-20/h5.html>



Betamax, SONY, at CES 2004

ベータマックス訴訟

- 裁判で決するだけでなく、立法とも関連する

USのCopyright law (当時)には新技術に対する明確な記述がない

日本のように「私的複製の例外」もない

- 結果

立法こそされなかったが、裁判と立法活動が並行して展開

レンタルレコード業

- 複製機器（カセットテープ）の登場
- レンタルレコード店の普及
- 主張

レンタル業者は複製しておらず権利侵害はない

貸与自体は違法ではない

レンタルレコード業

- 1984年、著作権法を改正して解決

立法で決着

レコード製作者が貸与の排他的権利を(12ヶ月だけ)もつ

12ヶ月を過ぎても報酬は支払わなければならない

- DVDはメーカーが対応

複製禁止のための機構がついた (迂回は違法)

ナップスター

- 個人が持っているデータをネットワーク越しに自由に交換できるシステム
- 1999年12月、US で音楽業界から提訴
- Napstar は閉鎖（後に有料音楽販売サービスで再開）

ファイルロック

- 日本でのナップスター的事例
- 2002.2.28 にJASRACがMMOを提訴
<http://www.jasrac.or.jp/release/02/02.html>
- 2002.4.9 裁判所の差止仮処分命令によりサービス停止
- 2002.5.13 MMOが答弁書を提出
- 2003.1.29 東京地裁が違法の中間判決
- 2003.12.17 賠償命令判決・控訴 (7100 万円)
- 2005.4.15 判決確定

Winny

- ファイル交換ソフトウェア
- 2002.5 に発表
- 2003.11 公衆送信権の侵害容疑で利用者（2名）を逮捕
- 2004.5 ソフト作成者を逮捕
- 2006.7 論告では懲役一年を求刑される
- 2006.12 罰金150万円の判決（京都地裁）
- 即日控訴（大阪高裁）して現在も係争中
- 利用者30万 (NetAgent, 2008.5現在)
- 混沌とした状況（ウィルス問題等）

新しいメディアへの対応

- 法律の対応

 - 著作権法の絶え間ない更新

- 技術による対応

 - CCCD（コピーコントロールCD）の開発と廃止

- 音楽配信というビジネス

 - 2003.4 Apple が一曲99セントでオンライン販売

- 現在揺れている最中

私的録音録画補償金制度

- 劣化の無いデジタル録音については補償金を徴収する
権利者への利益還元とする
1992年に導入
- メディア価格に含めて徴収
ハードディスクは？ (iPod など)
- 見直し
コピー対策やDRMによって課金システムを調整すべき
iPod 等にも課金すべき？ ディスク式ビデオレコーダは？
PC は対象から外れているのは矛盾していないか？

音楽データの流通と DRM

(米国報道発表資料抄訳—2008年4月4日)

iTunes Store、全米第1位の音楽小売業者に

2008年4月3日、アップルは本日、iTunes Store (www.itunes.com/jp) がウォルマートを抜き、全米第1位の音楽小売業者となったことを発表しました。この発表は、NPDグループ*からの最新のデータによるものです。5,000万人以上のお客様に利用されるiTunesは、これまでに40億曲以上を販売し、600万曲以上**からなる世界最大のミュージックカタログを提供しています。

「サービス開始後5年を経ずして、iTunesは世界第1位の音楽小売業者となりました。私たちは心から喜んでおり、またこの画期的なマイルストーンに到達できたことを、すべてのお客様に感謝したいと思います。」と、アップルのiTunes担当バイスプレジデント、エディー・キューは述べています。

*市場調査会社NPDグループのMusicWatch調査のデータによる。同調査は消費者の回答をもとに、前週無線取引以外で購入した楽曲数を1CDあたり12曲に換算して集計したものです。iTunes Storeは、2008年1月および2月中に販売された音楽の件数で、米国最大の音楽小売業者となりました。

**文中にあるiTunes Storeで販売されるコンテンツの情報は、米国における状況を表します。日本では500万曲以上の楽曲を提供しています。

DRM フリーの音楽データ販売

- デジタル著作権管理 (DRM) なしの楽曲データ販売
- 英 EMI Group から EMI Music の楽曲すべて
- 2007.5 から iTunes Store で販売開始
- 高音質 (倍のビットレート)
- 高価格 (+30%, 1.29ドル/1.29ユーロ/0.99ポンド)

データ販売

音楽データ販売

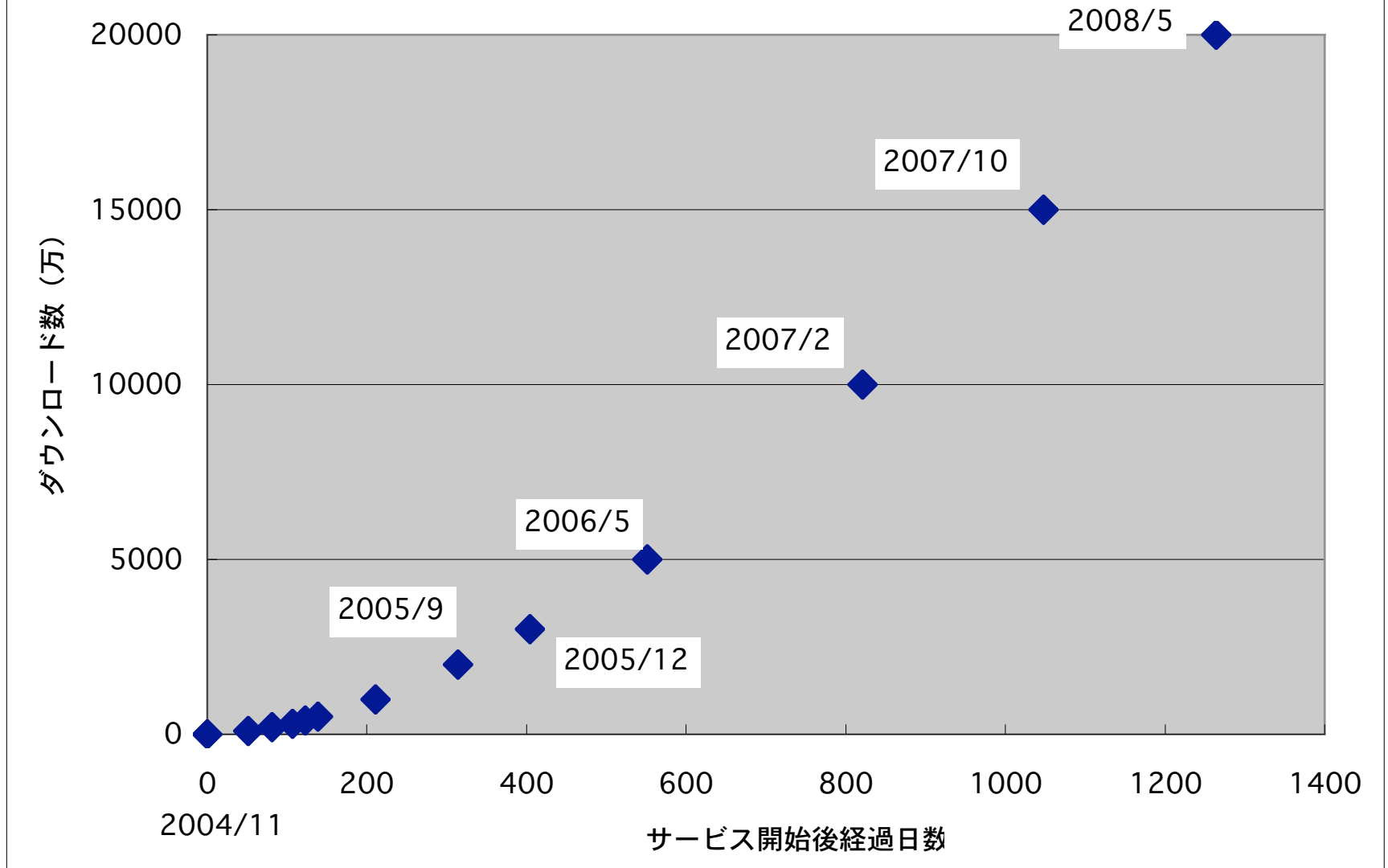
- 日本の携帯音楽市場

着うたの成功

2004年まで iTunes とほぼ同じ市場規模

着うたフルは 2004/11から2年少しで1億ダウンロード

着うたフル累計ダウンロード数

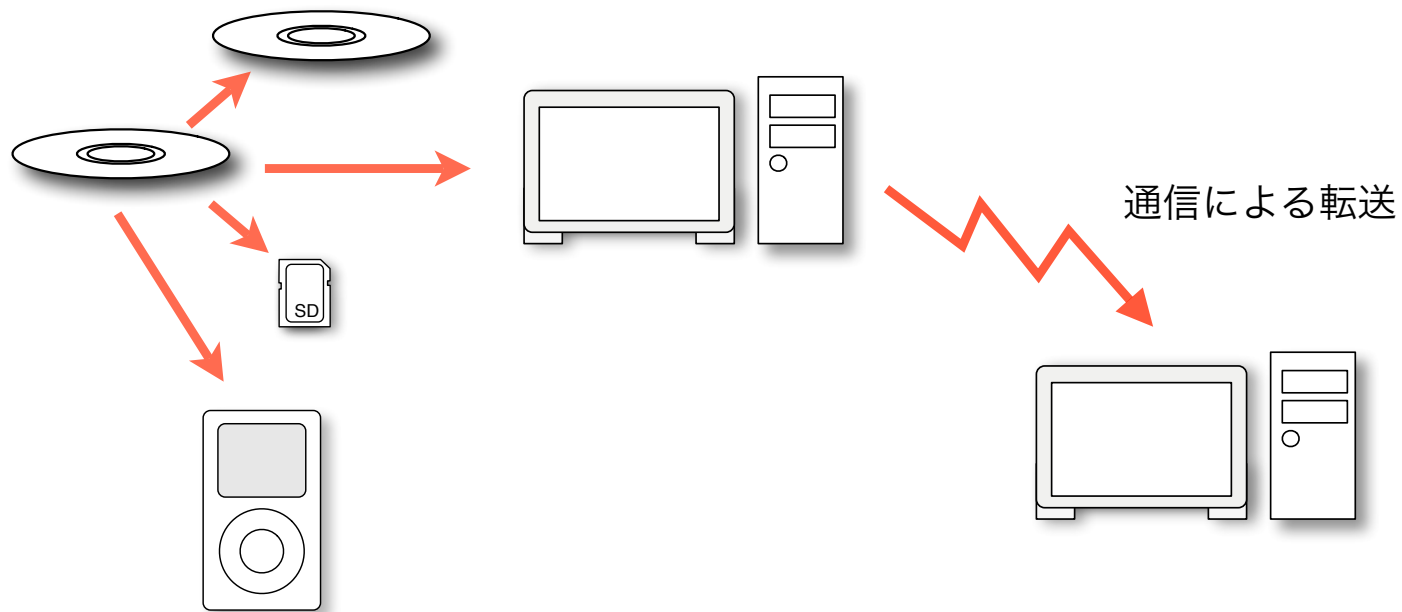


KDDI プレスリリース：〈お知らせ〉EZ「着うたフル®」2億ダウンロードを突破
http://www.kddi.com/corporate/news_release/2008/0507/index.html から作成

音楽データ販売

- 音楽というものの多様な使われ方

デジタルデータの汎用性・互換性が推進



放送と通信の融合

- CD売上の減少 vs 音楽配信の増加

もはやデータ販売を無視できない

- 高速な通信による大量データの配信

レンタル vs ビデオ・オンデマンド

Gyao

iTunes Store への改称とビデオの販売・レンタル

放送と通信の融合

- 放送
 - 同時・同一内容・一過性・固定的なサービス
- 通信
 - 随時・個別内容・継続的で多様なサービス
- 通信による新しい視聴の展開を無視できない
 - なぜライブドアが日本テレビなどの放送業界で話題になったのかを考えてみよ
- 法律も、業界も、共に努力中

著作権と利用公開

- 決して相反しない概念であることを忘れず

著作者の利益と、利用者の利益の両立

- 着地点に向けて

現時点では、著作権保護の理想と、新たな技術の可能性を、矛盾なく調和させる方法を探し出すことに、だれ一人成功していない

「ファイル交換と音楽著作権問題」岡村久道（弁護士）

<http://www.zdnet.co.jp/internet/guide/0205/sp/04.html>

既存の法律すら変わる可能性を考える

含まれている要素

- 技術的な側面

- コンピュータそのものの理解
- デジタルデータとメディアの関係
- デジタルデータにおける複製
- 書式・互換性とは何か
- インターネットの汎用性

- 社会的な側面

- 著作権とコピー問題
- インターネットとパソコンの普及
- 経営的な側面
 - 互換性による囲い込み
- 音楽ビジネスとは何か？

おまけ：ニコニコ動画

- Life is beautiful, Satoshi Nakajima, 2008.03.26

結局のところは、コンテンツプロバイダーに対して「儲かる仕組み」を提供しなければ話にならないということ。ニコニコ動画が消費者がテレビ局から盗んで来たコンテンツで盛り上がっている限りは「すきま産業」でしかありえない。コンテンツプロバイダーやテレビ番組の制作会社が「テレビ局とビジネスをするよりこっちの方が儲かるじゃん」と思えるビジネスを作らなければダメだということ。

- 未来を作ることに意味がある